

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03138

研究課題名(和文) 国際私法と人権規範の相互作用 包括的検討

研究課題名(英文) Private International Law and Human Rights

研究代表者

中西 康 (NAKANISHI, Yasushi)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：50263059

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：国際私法に対して人権規範が及ぼす影響について、国際裁判管轄、準拠法選択、外国判決の承認執行という、広義の国際私法全体を対象として包括的検討を行った。

特に、外国で成立した法律関係であるが、法廷地の国際私法ルールによればその成立が認められないものを、その成立を拒絶すると、人権規範違反となるために、その「承認」が求められるのではないか、という問題を検討し、この現象を理解するための1つの視角として、外国で生じた事象を法廷地国際私法に照らして評価するという双方主義的国際私法の原則に対する例外が求められているのではないか、という見方を提示した。

研究成果の概要(英文)：This research is a comprehensive one about the influence of human rights norms on private international law, i.e. judicial jurisdiction, applicable law and recognition and enforcement of foreign judgments.

We focused on a special circumstances where there is a legal relationship established in a foreign country, but the forum state refuses to recognize this relationship according to its private international law and this non-recognition becomes a violation of human rights norms. As a viewpoint to understand this phenomenon, we suggest that this is an exception to the principle of our private international law that evaluates events occurring in foreign countries in light of the private law of the forum.

研究分野：国際私法

キーワード：外国判決の承認 欧州人権条約 EU法 状況の承認 一方主義 人権 普遍主義 双方主義

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 従来の議論

渉外的法律関係から生じる、純粹の国内的法律関係とは異なる特別問題を規律する国際私法について、第2次世界大戦後の早い時期から、人権規範との関係に関して内外諸国で活発な議論がされてきた。例えば、婚姻の効力について夫の本国法を準拠法とする抵触規則(準拠法選択規則)が、両性平等という憲法の保障する人権に違反するのではないかという議論が古典的なものである(溜池良夫「国際私法と両性平等」民商法雑誌 37巻2号(1958年)参照)。また、準拠外国法が、法廷地国の憲法上の基本的人権または法廷地国が当事国である国際人権条約の保障する人権に違反するとき、どのように処理すべきか、具体的には、国際私法上の公序を通じてか、あるいは人権規範の直接適用によってか、という議論がある(ドイツ憲法裁判所のスペイン人事件判決(1971年。丸岡松雄『スペイン人事件 ドイツ連邦憲法裁判所決定』(1998年)参照)や、欧州人権条約との関係での各国裁判例。後者について、西谷祐子「国際私法における公序と人権」国際法外交雑誌 108巻2号(2009年)参照)。

### (2) 新たな動き

しかし、最近では上記のような従来からの議論とは異なる、国際私法と人権規範の関係も問題となっている。例えば、欧州人権裁判所の2007年Wagner事件(No. 76240/01)判決においては、本来なら法廷地で承認されない外国養子決定が、欧州人権条約が保障する「家族生活の尊重を受ける権利」の保護のために、「承認」が求められた。

このほかにも、国際裁判管轄と外国判決の承認執行という手続面に目を向けると、例えば、判決国との間に条約がない限り外国判決を承認しないという国内法にもかかわらず、欧州人権条約6条1項の公正な裁判を受ける権利をも根拠にして、外国判決を承認しているというロシア裁判所の裁判例など、新たな動向が存在する。

### (3) 再検討の必要性

このような動向を考慮すると、従来のわが国での議論には不十分な点を感じられた。まず、議論の重点を準拠法選択(狭義の国際私法)に置きすぎている。これに関連して、準拠法選択と外国判決の承認との間には、外国法規範を法廷地法秩序へ受容するための制度という共通点があるのにそれが軽視されており、この点を十分考慮した検討がされていない(例えば、法廷地の抵触規則が指定した準拠外国法が、法廷地国における人権規範に違反するときの処理という上記問題は、承認対象である外国判決の人権規範違反の場合の処理にも共通するであろう)。次に、従来は、人権規範の国際私法への影響に重点が置かれており、確かに重要ではあるが、他方では、グローバル・ガヴァナンスの一手段としての国際私法という側面(横溝大「抵触法

と国際法との関係に関する新たな動向 抵触法と国際法との合流について」法律時報 2013年10月号など参照)から、両者の相互作用、国際私法からの人権規範への働きかけもしくは人権保障の局面において国際私法の果たす機能・役割という面も検討対象とすべきであろうと考えた。

## 2. 研究の目的

私は、本研究前から一貫して、ヨーロッパの動向に着目しながら、渉外的法律関係の規律手段である(広義の)国際私法における方法論の観点に重点を置いて、研究を進めてきた。具体的には、EU市民権が外国で取得された氏名の「承認」を求めるという欧州司法裁判所の裁判例、同性カップルの登録パートナーシップや同性婚などという新たな法的制度の国際私法上の規律、外国での代理出産から生まれた子の親子関係などである。

本研究ではこの視点を維持しつつも、国際私法と人権規範の相互作用という視点を設定しつつ、重点をヨーロッパの近時の動向自体に置いてその包括的な再検討を目的とした。このために、広義の国際私法全般にわたり、人権規範との関係を検討して問題の再定位を目指すものである。より詳しく敷衍すると次のようになる。

国際私法に対して人権規範が及ぼす影響について、抵触規則の両性平等原則違反性や、準拠外国法の人権規範違反の場合の処理などの、従来からの研究に加えて最近では、とくにヨーロッパにおいて、欧州人権裁判所の裁判例や、法的拘束力を有するに至ったEU基本権憲章により、新たな議論の展開がある。本研究ではこのような動向を受けて、第1に、国際裁判管轄、準拠法選択、外国判決の承認執行という、広義の国際私法全体を対象として包括的検討を行い、第2に、人権規範から国際私法への影響という一方通行ではなく国際私法と人権規範の相互作用も視野に入れて再検討を加えることにより、内国における私法秩序の構成要素でありつつも、外国法秩序との接点でもある国際私法の機能・位置づけについて、新たな視点を提示することを目的とするものである。

## 3. 研究の方法

本研究においては、国際私法と人権規範の相互関係に関する個別テーマの検討という各論部分が基本となるが、それを統合する役割を担う総論部分を適宜確認しながら進めていくという方法を採用した。

本研究は応募者単独でなされるものであったので、このための研究手法は次のような、伝統的な法律学の研究手法による地道な方法を採用した。第1に、ヨーロッパを中心とする諸外国における関連する立法・学説・裁判例について比較法的調査分析を行った。第2に、わが国における従来の判例・学説を渉猟し分析を行った。以上について、主として

文献に基づく検討を行った。以上の検討を元に、国際私法、国際人権法、EU 法に関して、関西国際私法研究会などの研究会の場に参加して適宜報告も行い、得られた意見をフィードバックしてさらに検討をブラッシュアップしていった。

#### 4. 研究成果

##### (1) 主たる成果

国際私法と人権規範の関係として従来論じられてきた諸問題が、国際私法のどの局面に位置付けられる問題であるかを確認すると次のようになる。

まず国際裁判管轄は、国際民事紛争をいずれの国で審理・裁判するか、より具体的には、提訴された訴えについて法廷地国が受理して審理・裁判すべきか、という問題である。したがって、人権の及ぼす影響としては、国際裁判管轄に関する法廷地国のルールの内容が、公正な裁判を受ける権利などの人権規範に照らして問題はないかという議論が挙げられよう。

これに対して、準拠法選択と外国判決の承認執行は、人権の及ぼす影響という観点において、一定の共通点、連続性があることに注意すべきである。確かに、両者の関係については、その区別、使い分けが次のように強調されている。抽象的・仮定的な法規範である準則(*règle*)が問題となっている場合には、問題となっている各国の準則からいずれかを準拠法として選ぶという、準拠法選択の手法を用いるべきであるのに対して、外国においてすでに、判決のような具体的・断定的な決定(*décision*)がなされている場合には、それを承認するか否かという、承認の手法を用いるべきである。このような、それぞれの手法の用いられる場面の区別は、フランスで Mayer により主張された。この見解は大きな影響をフランスの学説・判例に及ぼし、今日では一般的に受け入れられるに至ったのみならず、わが国においても有力になっている。しかし、両者の手法の違いと同時に、共通点もこの議論からは明らかになる。つまり、準拠法選択の対象となる抽象的・仮定的な法規範である準則であれ、外国判決の承認の対象となる具体的・断定的な決定であれ、いずれも法廷地国のものではない外国の法規範であり、問題となっている事象について法廷地国において法的評価を行う際に用いる外国の法規範を法廷地国に受け入れる制度という点では、両者は共通している。

このように準拠法選択と外国判決の承認執行を捉えると、これらの問題に人権が及ぼす影響は、2つに分けることができる。

第1に、法廷地の準拠法選択又は外国判決の承認執行に関するルールの内容自体が、法廷地で妥当する人権規範により保障される人権を侵害するものではないかというものである。婚姻の効力について夫の国籍を連結点として夫の本国法を準拠法としている法

廷地の抵触規則(準拠法選択規則)などが、両性平等という憲法の保障する人権に照らして問題があるのではないかという議論が、古典的なこの例である。

第2に、準拠法選択又は外国判決の承認の手法により法廷地に受け入れられる外国の法規範が、法廷地国で妥当する人権規範により保障される人権を侵害するために排除されるべきではないかというものである。準拠法選択においては、人権規範の保障する人権に違反するときに、国際私法上の公序を通じて処理されるのか、それとも人権規範の直接適用により処理されるのか、議論されている。また外国判決の承認においては、準拠法選択と同様に、承認が問題となっている外国判決の内容が人権を侵害するおそれがある場合のほかに、外国判決の成立手続が、法廷地で保障されている、公正な裁判を受ける権利のような手続的な人権を侵害するおそれがある場合に当該外国判決を承認しないことが求められるのではないかという問題が付け加わる。ただし、この第2の議論も第1の議論と全く無関係というわけではない。なぜなら、人権規範が適用排除又は不承認を要求するような外国の法規範(外国法又は外国判決)を、にもかかわらず法廷地の抵触規則・外国判決承認ルールが適用排除又は不承認をしないとすれば、そのことが法廷地の抵触規則・外国判決承認ルール自体の人権規範違反をもたらさうからである。

以上の諸問題に対して、下記「5. 主な発表論文等」の〔図書〕 山本克己=笠井正俊=山田文編、弘文堂、民事手続法の現代的課題と理論的解明、2017年、882(中西康、外国判決を承認する義務? 国際私法に対する人権の影響の一側面、425-445頁を分担執筆)において検討した問題は、法廷地の外国判決承認ルールによれば本来承認されないはずの外国判決であっても、それを承認拒絶すると人権規範の保障する人権に対する侵害となるために、その承認を人権規範が要求するのではないか、つまり、一定の場合に人権規範の要求により、外国判決を承認する義務が生じるか、という問題であった。このような問題は、2007年のWagner事件欧州人権裁判所判決をきっかけに議論されるようになり、その後も同様の問題が同裁判所の裁判例で問題となっている。そこでは、欧州人権条約8条が根拠とされている。

ここでは、欧州人権裁判所の3つの判決を取り上げて検討した。

まず、2007年のWagner事件判決は、外国判決の承認拒絶を欧州人権条約が問題としたとして、国際私法と人権の関係から、学界の活発な議論を巻き起こす発端となった。同判決では、外国判決を承認しないことが欧州人権条約の保障する人権への干渉となりうることを認めたのみならず、この干渉が正当化できるかについても具体的判断を示した。結論としてモルクセンブルクによる外国判

決の不承認が条約違反とされた。

同事件では、ペルー裁判所による養子縁組決定が、ルクセンブルクにおいて承認されるかが問題となった。ルクセンブルク人の独身女性であるワグナー（Wagner）は、ペルーで1996年11月に当時3歳の孤児を、実親との関係が断絶する完全養子とする決定をペルーの裁判所から得た。ところが、ルクセンブルクの身分登録簿に記載するためにも外国養子決定について事前に執行許可が必要となった。そこでワグナーは執行許可を求める訴えをルクセンブルクの裁判所に提起したが、当時のルクセンブルクでは、いわゆる準拠法要件、すなわち、承認国の抵触規則の指定する準拠法を判決国裁判所が適用したことも、外国判決の承認要件の1つであった。本件でルクセンブルク民法370条2項によれば養親の本国法であるルクセンブルク法が準拠法となり、この要件が満たされないため、本件ペルー養子決定には執行許可が拒絶、すなわち承認が拒絶された。そこで、ワグナーと養子はルクセンブルクを欧州人権裁判所に提訴し、欧州人権条約違反であるかが争われた。

判決は、申立人らには、家族関係が事実上存在しているとして、8条が適用されるとした上で、ペルー養子決定のルクセンブルクによる承認拒絶は、申立人らの家族生活の尊重についての権利への干渉となることを認める。そこで次に、それが正当化できないかを審査した。

ルクセンブルクによる承認拒絶は、子の「健康及び道徳」ならびに「権利及び自由」を保護するためであるとして、目的の正当性は認められたものの、目的達成のための、締約国の措置の必要性は否定された。結論として、8条違反であるとした。

次いで、2011年のNégrépontis-Giannisis事件判決においても、外国における養子縁組裁判の不承認が条約8条違反とされた。この判決では、Wagner事件判決の判断が確認され、さらに明確にされた。

ギリシャ人の修道士のNégrépontis氏（以下「N氏」と略称する）は、アメリカのデトロイトのギリシャ正教会の主教であった。その甥である本件申立人は、1981年からアメリカで大学生活を送り、その間アメリカのN氏の自宅で生活していた。そこで、1984年にN氏は申立人を養子とすることを米国裁判所に申立て、同年6月に養子決定が裁判所によりなされて養子縁組は成立した。1998年にN氏が亡くなった後、その兄弟姉妹と申立人との間で相続に関する争いが生じ、アメリカ裁判所での養子決定の承認がギリシャで問題となった。ギリシャ破毀院は賛成16名、反対8名で、修道士ないし主教によりなされた養子縁組を認める外国判決はギリシャの公序に反するとして、承認を拒絶する判断を示した。このギリシャ破毀院の判決を受けて、申立人はギリシャを欧州人権裁判所に提訴

したところ、人権裁判所は、条約8条違反との判決を下した。

まず、N氏と申立人の関係には養親と養子としての家族生活の現実が認められるので、アメリカの養子縁組裁判の不承認は、8条の定める私生活及び家族生活の尊重についての権利への干渉を構成する。

次に、この干渉が正当化できないかを検討するところ、承認拒絶はギリシャ民法780条等に基づきギリシャの公序違反を理由とするもので、正当な目的のためということとは認められる。

しかし、ギリシャの措置の必要性については、否定した。ギリシャによる、申立人の養子縁組の承認拒絶は、やむを得ない社会的必要に基づくものと言えず、したがって追求される目的との比例性を欠く。したがって、正当化は認められず、8条違反とされた。

その後、2014年のMenesson事件判決とLabassée事件判決では、フランスに対して8条違反との判断が示された。両事件とも、代理出産を禁止しているフランスが、米国で代理母から生まれた子と依頼親との親子関係を認める米国判決の承認を拒絶した事例であり、わが国の最決平成19年3月23日（民集61巻2号619頁）の事例と類似する。

Menesson事件の方は、フランス人のMenesson夫妻（夫をX1、妻をX2とする）は、代理出産が認められているカリフォルニア州において、代理母と代理懐胎契約を締結し、X1の精子と匿名ドナーの卵子からなる受精卵をAは懐胎した。カリフォルニア州の裁判所は、X1X2夫妻並びに代理母A及びその夫の申立てに基づき、生まれてくる子（X3とX4）についてX1が遺伝上の父、X2が法律上の母と確認し、出生証書にX1X2を父母と記載するように命じる判決を下した。このカリフォルニア州判決のフランスにおける承認が問題となったが、2011年の破毀院判決は、フランスの公序違反を理由にカリフォルニア州判決の承認を拒絶した。この判決を受けて、Xらはフランスを欧州人権裁判所に提訴した。人権裁判所は条約8条について、X1からX4の家族生活の尊重についての権利の違反ではないが、X3とX4の私生活の尊重についての権利違反であるとの判決を下した。

まず8条の認める権利への干渉となるとした上で、正当化審査を行った。そこでは、目的の正当性は認める。

比例性判断においては、家族生活の尊重についての権利に関しては、正当化が認められた。これに対して子X3・X4の私生活の尊重についての権利に関しては、各人が、その人間としてのアイデンティティの詳細を確立できることが求められて、アイデンティティの要素としての遺伝上の親子関係の重要性に鑑みると、生物学上の現実として証明されるにもかかわらず、子からこの種の法律関係を奪うことは子の利益と適合せず、子X3・X4と、遺伝上の父であるX1との関係につき、

認知、養子縁組も認めずに、子らの遺伝上の父との親子関係の承認も確立も国内法において認めないことは、締約国に認められている評価の余地を越えていて、正当化を否定し、8条の私生活の尊重を受ける権利の違反であると判断した。

以上の裁判例においては、身分関係を「成立」させる外国判決を、承認国（法廷地国）が、その外国判決承認制度に照らして、承認を拒絶することに対して、人権規範 具体的には欧州人権条約8条 からの審査がなされている。その審査枠組は、保護されている権利への干渉の有無を確認し、干渉があるとすれば、次にその正当化の可否を審査するというもので、通例の枠組に沿っている。また判断の中心は、正当化、とりわけ、国家による措置の必要性という比例性判断となっている。

ところで、Wagner 事件判決が示した、このような人権規範からの審査又は要求を、人権規範という、(広義の)国際私法外部からの、国際私法 ここでは外国判決の承認制度への不当な介入、挑戦であると反発する有力な見解がある。しかしながら、これらの判決は、外国で当該外国法上成立した家族関係の、内国における無条件かつ一般的な承認、というような硬直的なルールを採用することを要求しているわけではない。

これらの判決の8条違反に関する審査を見ると、まず、人権規範の保護している権利への干渉があったかが問題とされる。内国における禁止を、法律回避的、脱法的に免れるために外国に赴いて家族関係をそこで「成立」させたような当事者の行為の場合、より一般的に表現すれば、当事者の正当な期待が存在しなければ、そもそも、保護すべき権利に当たらないとして干渉がないとされる可能性もあった。もっとも、Mennesson/Labassée 事件判決では、まさにそのような法律回避的な行動をしている場合でも、8条の権利への干渉自体は認定された。

とはいえ、不承認が一応干渉に当たるとしても、次の段階として、正当化の余地が残されている。この段階において、上記の3つの裁判例いずれでも締約国の措置の目的の正当性は肯定されており、目的との関係での措置の必要性という比例性判断が天王山となっている。最初の2判決と、最後のMennesson/Labassée 事件判決とでは、(家族生活の尊重を受ける権利に関しては)この比例性判断が分かれたが、それは、当該問題についての条約締約諸国の態度の一致の有無などに左右される、被告である締約国の評価の余地の幅の大きさが、大きな影響を及ぼしていたと考えられる。いずれにせよ、一律の承認義務は求められていない。

これらの事例において、身分関係を「成立」させる外国判決を承認国（法廷地国）が承認を拒絶することに対して、人権規範が承認を求めているのかを考えてきたが、外国判決の

承認と準拠法選択には、外国の法規範を内国に受け入れて外国で生じた事象を評価するのに用いる手法であるという共通点があるので、外国での身分関係の成立が判決によるものでなくても、その関係を法廷地国が認めないことが欧州人権条約8条のような実体的人権の侵害が問題とされる場合があり得よう。すなわち、外国では「成立」した(とされる)身分関係を、法廷地国が、その抵触規則(狭義の国際私法)に照らして評価すれば、成立していないと判断して認めないことも、欧州人権条約8条の私生活及び家族生活の尊重についての権利の侵害となる可能性は同様にある。

また、欧州人権条約に限らず、法廷地の国際私法(準拠法選択及び外国判決の承認)に対して、国際私法の外部の規範が一定の制約を課すという現象は他にもある。その例として例えば、EU法の影響を挙げることができる。

欧州司法裁判所の、氏名とEU市民権に関する一連の裁判例がある(2008年のGrunkin and Paul 事件先決裁定など)。そこでも、欧州人権裁判所の事例と同様に、承認拒絶がEU法の観点から問題とされ、かつ、正当化の判断の際に承認拒絶が正当と認められる場合もあり、一律に承認することが求められているわけではない。

以上のような現象は、欧州、とりわけフランスを中心にして、準拠法選択と外国判決の承認とは別の、「状況の承認」という第三の手法ではないかと、活発な議論がされ始めている。この現象を理解するための1つの視角として、事象を法廷地国際私法に照らして評価する原則への例外という見方がある。すなわち、涉外性を有する事案について法的評価をする際に古典的・伝統的にとられる双方主義では、各国は自国の国際私法に照らして抵触規則により準拠法を選択してそれを適用することによってであれ、外国判決の承認執行ルールにより外国判決を承認してその判断を前提とすることによってであれ、事象を評価するのが原則である。ところが、上記の事例では、外国において当該外国から見れば「成立」していると考えられる法律関係があるが、これを法廷地の広義の国際私法に照らして評価すると、そうは認められない。このようなことが生じるのは、民法等の実質法のみならず国際私法も各国毎に相違しているという現実があるからであるが、はたして、法廷地国の国際私法に照らして評価するというこの原則を常に貫徹することでよいのか。とりわけわが国では、普遍主義的国際私法観が強く、そのような普遍的で、あるべき国際私法に照らして評価された結果、わが国で認められなくても仕方がないと思えるためか、原則に例外を設けることには消極的であると思われる。しかし、当該身分関係に関与する個人の保護を考えると、場合によってはこの原則に例外を設けて、法廷地の(広義の)国際私法が席を譲るべきではないのか。

換言すれば、ある外国の見方を貫徹させることが例外的に認められないか、いわば一方主義による例外の余地はあり得ないのか。これらの現象により、このような問題提起がなされているのではなからうか。

## (2) 派生的・付随的成果

本研究での検討を進めていくうちに、いくつかの派生的な成果も得られた。

まず、2014年にわが国が加盟したことで社会的にも関心を集めている、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年のハーグ条約（以下では「ハーグ条約」と、欧州人権条約などの人権規範との関係を、欧州司法裁判所と欧州人権裁判所の関連裁判例を素材として検討を進めたが、EUにおいては2003年の新ブリュッセルII規則において、ハーグ条約の仕組みをEU内において補足・強化するための仕組みを導入しているところであるが、他方でこのような仕組みが欧州人権条約との関係から問題が生じる余地がある。これに関連して、ハーグ条約へのロシアなどの第三国の加入に対して同意する排他的権限がEUにあるとした、欧州司法裁判所の裁判所意見は、リスボン条約後のEUの黙示的対外権限に関する初めての裁判所の判断であり、これについての検討を行った。

また、競争法のような国際的な強行法規が問題となっている紛争における国際裁判管轄の判断、とりわけ管轄合意や仲裁合意に及ぼす影響に関する問題を検討した。これは、人権規範自体が問題となっている事例ではないが、高度の強行性を有する規範が問題となっているという点では類似性を有するという意味で、人権規範の国際裁判管轄に対する影響という問題を考える際に有益であった。EU競争法の私的エンフォースメントの促進という観点から、欧州司法裁判所2015年先決裁定につき、主観的併合、不法行為地管轄、合意管轄それぞれの問題点について検討を行った。とくに、国際的な強行法規が問題となる場合の合意管轄の有効性については、わが国でも近時、東京地判平成28年10月6日判決などの事例が生じていて、今後活発な議論が展開されることが予想されるが、その際に比較参照されるEUの事例であると思われる。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

### 〔雑誌論文〕(計6件)

中西康、リスボン条約後のEUの黙示的対外権限―ハーグ子奪取条約に関する裁判所意見（EU法判例研究5）、法律時報、査読無、88巻1号、2016年、111-114頁

中西康、準拠法の適用（特集 国際私法を鳥瞰する）、法学教室、査読無、424号、2016年、33-38頁

中西康、不貞行為に関連してなされた名

誉・信用毀損の準拠法（東京地裁平成26年9月5日判決判例評釈）、ジュリスト、査読無、1492号、2016年、302-303

中西康、不法行為に関する訴えに係る外国確定判決の承認要件（最高裁平成26年4月24日判決判例評釈、民商法雑誌、査読有、152巻2号、2016年、137-159

中西康、ロシア連邦の裁判所への国際裁判管轄の合意の有効性及び専属性（東京地裁平成27年3月27日判決判例評釈）、私法判例リマークス、査読無、54号、2017年、146-149

中西康、EU競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄（EU法判例研究14）、法律時報、査読無、89巻8号、2017、113-116

### 〔学会発表〕(計3件)

中西康、ハーグ子奪取条約への第三国の加入についての同意権限に関する、裁判所意見Opinion 1/13、東京EU法研究会、2015年9月25日、早稲田大学

中西康、外国で成立した家族関係の承認に対する欧州人権条約8条の影響―EU市民権の影響とも比較しつつ、一橋EU法研究会、2015年12月19日、一橋大学

中西康、EU競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄、東京EU法研究会、2017年1月20日、早稲田大学

### 〔図書〕(計1件)

山本克己＝笠井正俊＝山田文編、弘文堂、民事手続法の現代的課題と理論的解明、2017年、882（中西康、外国判決を承認する義務？

国際私法に対する人権の影響の一側面、425-445頁を分担執筆）

### 〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

取得状況（計0件）

### 〔その他〕

ホームページ等 なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

中西 康 (NAKANISHI, Yasushi)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：50263059

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし

### (4) 研究協力者

なし